

【2024年10月掲載】

1. 「資格情報のお知らせ」発行

- ・「資格情報のお知らせ」：マイナ保険証を安心して利用できるように、加入者情報をご本人へ通知するもの ※この「お知らせ」だけでは保険診療は受けられません。
- ・発行期日：2024年10月31日
- ・確認方法：健康保険組合 HP より確認



- ・トップページ「医療費通知～」をクリック

1) MYページTOP



2) 資格情報のお知らせTOP



データが無い場合には、下記が表示されます。



・「MY HEALTH WEB」内にて上記の通り表示、必要な場合は PDF を印刷

※ 9月末現在、マイナンバーが登録されていない被保険者、被扶養者に対しては

「対象となるデータがありません」と表示されます。この場合も現行健康保険証を提示すれば
保険診療は受けることができます。

※ 今般の「資格情報のお知らせ」は、あくまでも当健保に登録されている被保険者・被扶養者の情報をお知らせしているものになります。したがって「お知らせ」だけでは保険診療は受けられません。

※ カードリーダーの不具合などでマイナ保険証が使えないときに窓口で提示すれば、保険資格の証明になり保険診療が受けられます。

※ 現行の「健康保険証」は 2025年12月1日まで有効です。

2. 現行健康保険証について

- ・2024年12月1日をもって新規発行は出来なくなります。

※現在「健康保険証」をお持ちの方は、2025年12月1日までそのまま使用することが出来ます。

- ・2024年12月2日以降は原則「マイナ保険証」となり、「マイナ保険証」が利用できない

下記の方にはご本人からの申請に基づき、「資格確認書」が発行されることになります。

- 新規に加入された方
- 現行健康保険証を滅失された方

3. 2024年12月2日以降の諸手続きについて

- ・上記の通り、12月2日から現行保険証が発行できなくなりますが、関連する諸手続き等については、別途ご案内いたします。

4. その他

- ・マイナ保険証関連情報については、下のページもご覧ください。

以上

【2024年8月掲載】

1. 現行健康保険証

- ・本年12月2日をもって、廃止となる。
- ・来年の12月1日までは猶予期間として使用できる。

2. マイナ保険証

- ・ご本人のマイナンバーカードへの保険証利用登録が必要。
- ・データに基づくより良い医療が受けられる等メリットがある。

厚労省 HP [マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

	マイナンバーカードの健康保険証利用	従来の健康保険証
①医療機関・薬局への情報共有	情報提供に同意することで、初めて訪れる医療機関・薬局でも過去の医療情報をデータで共有可能。より良い医療を受けることができる。	記憶などをもとに自身で過去の医療情報を説明。
②医療従事者の負担	マイナンバーカードと顔認証付きカードリーダーを用いて医療情報などがデータ共有できるので、事務職員の負担が軽減される。	健康保険証の内容を事務職員が手入力。
③本人確認の精度	顔認証または暗証番号による認証のため不正防止につながりやすい。	顔写真の掲載や認証フローがない。

3. 資格確認書※医療機関に提示することで保険診療が受けられる

- ・本年12月1日までの加入者でマイナ保険証が利用できない方に対し、来年12月2日以降に発行
- ・本年12月2日以降の健保加入者で、マイナ保険証を利用できない方に対し発行

A	マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
B	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して 資格確認を補助する必要がある者
C	マイナンバーカードを取得していない者
D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
E	マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
G	マイナンバーカードの返納者

4. 資格情報のお知らせ※医療機関に提示しても保険診療は受けられない

①マイナンバー下4桁入り資格情報のお知らせ

- ・マイナ保険証を安心して利用できるように、加入者情報をご本人へ通知するもの
- ・全加入者に対し本年10月末ごろに、医療費通知と同じ「HEALTHY Web」で通知

②マイナンバー下4桁なし資格情報のお知らせ

- ・健保の資格を取得していることを加入者へ通知するもの
- ・上記①送付後、マイナ保険証利用者（資格確認書を希望しない方）に送付

	資格確認書	資格情報のお知らせ	
		A.個人番号下4桁あり	B.個人番号下4桁なし
目的	マイナ保険証（健康保険証利用登録済マイナンバーカード）による資格確認ができない方への代替措置として発行	加入者情報が正確に登録されていることを本人に伝え、安心してマイナ保険証を利用いただくこと	記号・番号のほか、組合に登録された情報をお知らせすること
対象者	・マイナンバーカード未取得者、マイナ保険証登録未実施者等 （加入時交付希望者及び加入後上記に該当した職権交付対象者） ・マイナ保険証取得者のうち諸事情で必要とする方（施設や介助者に預ける等）	全ての既加入者（令和6年度10月末までの交付を義務付けられているため、その一定期間前時点での加入者を抽出）	・左記A交付対象者抽出後（令和6年12月2日以降を含む）の新規加入者（資格確認書を交付する方を除く）
交付方法	・現在の保険証と同様に事業主経由での交付 ・任意継続被保険者は組合から直接本人へ送付	・医療費通知と同様の方法（健保HP内個人向ポータルサイト「MY HEALTH WEB」掲載） ・通知はこの1回限り	・被保険者分と被扶養者分を合わせて事業主経由で交付 ・任意継続被保険者等には組合から直接送付
その他	サイズ・材質・有効期限等は未定	交付方法については現在医療費通知委託先と協議中のため変更の可能性あり	・交付方法は変更の可能性あり ・サイズ・材質等は未定

5. スケジュール

	令和6年			令和7年		令和8年
	～10月	11月	12月	1～11月	12月	1月～
保険証	<12月1日以前の加入者>		マイナ保険証に一本化し、現行保険証の新規発行廃止 新規発行廃止前に交付した現行保険証は令和7年12月1日迄使用可			
資格確認書	<12月1日以前の加入者>		マイナ保険証を有していない方が保険証を紛失した場合は申請により交付 経過措置終了までに交付			
	<12月2日以降の加入者>		資格取得届や被扶養者異動届に資格確認書交付希望欄を設け、交付希望者に対して、新規加入時に交付。加入後、職権交付事由に該当した場合は職権交付			
資格情報のお知らせ	<12月1日以前の加入者>		① 令和6年10月迄に交付予定個人番号下4桁も記載 ② ①送付後の加入者に順次交付個人番号下4桁の記載なし			
	<12月2日以降の加入者>		③ 新規加入時に加入者へ交付。個人番号下4桁の記載なし			

参考：厚生労働省「マイナ保険証の利用について」

[マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

以上